

# 平成29年度機動調査に係るフォローアップ調査の調査結果 【群馬大学】

平成31年3月26日  
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

## 1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件（改善事項）の履行状況を把握することを目的として実施するものである。

フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、平成29年度機動調査に係るフォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

## 2. 調査対象・内容等

### 【調査対象】

○平成29年度機動調査の結果、管理条件を付与された群馬大学

### 【調査内容】

○機関に付与した管理条件（確認事項）の履行状況について把握した。

### 【調査体制・方法】

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。

○機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。

## 3. 調査経過

平成30年3月13日 有識者会議 フォローアップ調査の実施方針の審議・決定

3月20日 管理条件の付与 文部科学省による進捗状況のフォロー開始

平成31年3月19日 群馬大学が最終調査報告書を提出

3月26日 有識者会議 フォローアップ調査結果の審議・決定

#### 4. 調査結果の総合所見

- 平成 29 年度機動調査において、群馬大学に対し、「資金適正執行委員会の適切な運営」、「コンプライアンス教育の徹底」を確認事項とし、その履行期限を平成 31 年 3 月 19 日とする管理条件を付与した。
- 本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って四半期毎に報告させ、確認事項について履行されたことを把握した。
- したがって、群馬大学に付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。
- 今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。
- 詳細な調査結果は別紙のとおり

#### 5. 今後の取組

- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。

## 平成29年度機動調査に係るフォローアップ調査結果

機 関 名	群馬大学
-------	------

## 【総合所見】

本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って適切に履行に取組み、確認事項について履行されたことを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

また、今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

## 【機関に付与した管理条件】

確認事項：

○ 平成29年11月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。

- ・ 資金適正執行委員会において、不正防止計画に基づく研究資金の適正な管理に係る取組等の実施状況をチェックするとともに、不正を発生させる要因の把握とその分析・検証の結果を評価し、次年度の不正防止計画に反映させること。
- ・ 資金適正執行委員会の取組を開催の都度、役員会へ報告し、各部局長から全ての構成員に周知すること。
- ・ 事務補佐員を含む研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を毎年度実施し確実に受講させる仕組みを構築すること。
- ・ 平成29年度のコンプライアンス教育については、平成30年3月末までに受講対象者全員を受講させるとともに、平成30年度当初に在籍している構成員（採用時に受講させる者を除く）に対するコンプライアンス教育を平成30年9月末までに受講対象者全員に受講させること。

履行期限：平成31年3月19日

【管理条件（確認事項）に係る実施状況】

・ **資金適正執行委員会において、不正防止計画に基づく研究資金の適正な管理に係る取組等の実施状況をチェックするとともに、不正を発生させる要因の把握とその分析・検証の結果を評価し、次年度不正防止計画に反映させること。**

資金適正執行委員会を開催し、コンプライアンス教育の受講状況や理解度調査の分析・検証し受講を徹底させることや、学生による研究補助などの謝金業務の実施状況を抜き打ちで確認する件数を増やすことなどを加えた研究費不正使用防止計画を策定している。

さらに不正防止計画を実施した結果、e-learning コンテンツの見直しや、内部監査体制を強化することなど、不正を発生させる要因の把握とその分析の結果を、次年度不正防止計画に反映されている。

・ **資金適正執行委員会の取組を開催の都度、役員会へ報告し、各部局長から全ての構成員に周知すること。**

資金適正委員会を開催した都度、役員連絡会へ報告し、コンプライアンス推進責任者である学部長等へ通知後、学部長等から教授会等で、構成員に周知する体制、運用が構築されている。

・ **事務補佐員を含む研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を毎年度実施し確実に受講させる仕組みを構築すること。**

受講対象者リストを作成し、e-learning による講習を実施することで、全学認証アカウントによる管理を行えるようにし、さらに教員については、研究費のペナルティを科すことを予算編成方針で決定し、受講の促進を図った結果、平成 30 年 8 月に全員受講している。

・ **平成 29 年度のコンプライアンス教育については、平成 30 年 3 月末までに受講対象者全員を受講させるとともに、平成 30 年度当初に在籍している構成員（採用時に受講させる者を除く）に対するコンプライアンス教育を平成 30 年 9 月末までに受講対象者全員に受講させること。**

平成 29 年度のコンプライアンス教育は、平成 30 年 3 月 22 日までに全員受講している。

平成 30 年度当初に在籍している構成員の受講対象者に対して、平成 30 年 4 月からコンプライアンス教育を実施し、未受講者に対しては、コンプライアンス推進責任者と研究倫理教育責任者へ連絡し、受講の督促を行い、平成 30 年 8 月 20 日に継続雇用者 2,346 名、8 月 21 日には、新規雇用者 200 名全員の受講を確認している。